

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会

令和3年度事業計画

1 基本方針

新型コロナウイルス感染拡大防止については、国・県などの通達、指導に基づき、社会情勢を見ながら適切に対応してまいります。また、利用者のストレス軽減についても、社会情勢・感染拡大防止の対応を踏まえて対処してまいります。

老人福祉法の基本的理念を踏まえて湘風園の経営を行います。養護老人ホーム湘風園の生活信条を実践し、利用者の心身の健康保持、生活の安定のため必要な措置を講じ、利用者が生きがいを持って生活できることを目的に、個人の尊厳を保持し、人権を擁護し、快適な生活環境を維持した施設運営を行います。

また、介護保険法の目的に基づき、加齢に伴い疾病等により要介護状態となった利用者には、その人にあった日常生活を営むことができるよう必要な介護保険サービスを提供します。

さらに、地域に開かれた施設として、法令を遵守し、地域交流を推進し、地域福祉サービスの質の向上を図るとともに、ホームページ等を通じて計算書類等の公開を行い、事業経営の透明性を図り、地域から信頼された親しまれる施設となるよう努めます。

2 運営管理

基本方針に基づき、施設の事業経営の重要性、役割、責務を認識し、適正な職員体制・組織体制を確保して、神奈川県高齢者福祉施設協議会等へ参加し社会動向の変化や法律・制度の改正等に適切に対応できるよう努めます。

施設の生活信条を利用者及び職員に周知するとともに実践します。

令和3年度からの定員変更に伴う老人福祉事業収入の増収を見込んだ資金収支予算を組みました。効率的かつ適正な施設運営管理を行い、将来の自立運営を目指して一層の経営健全化に努めます。

また、空床を利用して、居住に課題を抱えている高齢者の契約入所について、県等と協議し、他の施設との均衡を図ったうえで、10月からの運用開始を目指しています。

養護老人ホーム湘風園の再整備基本構想の策定を行います。策定にあたっては、湘風園内に委員会を設置し、コンサルタントにより利用状況や運営状況を分析して、定員数見直し案を含む適正な運営計画の検討を行い、基本構想を取りまとめます。

なお、利用者の快適な生活環境及び施設環境の向上のため、施設・設備の老朽化に伴う改修等については、平成31年から令和5年間の中期的整備計画を基本に、優先順位を精査して実施します。本年度は、新館のLED化を行います。

また、施設内の安全性を充実させ設備機器の保持・保全に努め、経費の節約を図ってまいります。

特定施設養護老人ホーム湘風園及び訪問介護センター湘風園の事業運営については、利用者にあったケアプランに基づいたサービスを安定的かつ継続的に提供してまいります。

利用者が安心・安全な施設生活を送ることができるよう「危険に気付く」目を持ち、リスク発生に対し、効率的・効果的に処理や対策が取れるよう、職員間での情報の共有、周知徹底を図ります。

介護報酬や措置費による処遇改善加算により職員及び臨時職員の処遇改善に取り組むとともに、利用者へのサービスの向上と介護技術のスキルアップを図ります。

キャリアパス要件である、職員及び臨時職員の研修を充実させるため、施設内外の研修会に参加させ、利用者に信頼される職員の育成に努め、質の高いサービスを提供できるよう、職員の専門性の向上を図ります。

また、職員及び臨時職員の健康管理については、全員の定期健康診断、インフルエンザ予防接種等を実施し、健康の維持管理に努めます。

令和2年度に策定した、職員の心の健康づくり計画の活動方針に基づき、職員にストレスチェックの機会を提供し、外部資源も活用しながらメンタルヘルスのセルフケアを推進します。

また、職員の安全衛生環境づくりに基づく出勤職員の毎朝のラジオ体操への参加を実施し、職員の事故防止に努めます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関わる法律の施行にともない、法に沿って対応ができるよう努めてまいります。

3 生活支援方針

利用者の高齢化が進むのに伴い、複数の疾病を持つ慢性疾患の療養看護を要する利用者が増加するなか、個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・食生活・一般生活について、次の方針に基づき個別支援計画により利用者の支援を行います。

なお、利用者の個別支援計画による支援を充実させるため、生活相談員による個別面談を行い、利用者一人ひとりのニーズに合わせた支援を行います。

(1) 医療

生活支援の中で大切なことは、健康の維持・増進のほか、適切な観察による疾病予防にあります。利用者一人ひとりに対し、適切な医療対応を図るなど健康管理の充実に努めます。

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に沿って基本的な考え方の実践に努めます。定期的に委員会を開催し感染マニュアルの見直し、平常時・発生時の迅速な対応に努め、年に2回の研修・新規採用職員への研修を行い職員教育を進めてまいります。

(ア) 春季健康診断、秋季健康診断、随時健康診断にて病気の早期発見・早期治療・重度化予防に努めます。

(イ) 温度・湿度ともに上昇にともなう、水分不足及び直射日光による熱射病、熱中症予防に努めます。

(ウ) 新型コロナウイルス、インフルエンザ予防接種及びマスクの着用・うがい・手洗い・手指の消毒の励行にて発症・拡大予防に努めます。

(エ) ノロウイルス並びにO157等の感染予防に努めます。その他感染症の予防について、疾病別の健康指導等保健衛生の正しい知識の啓発に努めます。

(2) 食生活

食事は、生命健康維持・増進及び生活習慣病の予防を図るうえで極めて重要です。特に、集団生活においては、利用者個々人の食の嗜好も異なるため、給食会議（利用者代表出席）、嗜好調査、残渣調査（毎食）を実施し、利用者の嗜好の状況を把握します。

給食会議を充実させ、もっとおいしく・楽しい食事ができるよう努めます。

(ア) 適時、調理方法等について関係職員と検討会議を開催し、利用者の健康状況、栄養状況、嗜好等を十分配慮した食事を提供します。

(イ) 季節、旬の食材を献立に盛り込み、適温給食を推進し、家庭的な料理を提供します。

(ウ) 衛生管理を徹底させ、ノロウイルス、O157等食中毒の予防、食品の安全管理について策定したマニュアルに沿った管理を実施してまいります。

(エ) 利用者に好評な「出張寿司店」を本年度も実施します。

(オ) 利用者の咀嚼、嚥下機能もそれぞれ異なるため、その人に合った食事形態で提供できるよう努めます。

(3) 一般生活

利用者のニーズも一人ひとり異なり、その支援のあり方として個別対応という視点が求められています。そのため、その人に合った支援を提供できるよう努めます。

また、利用者の高齢化や病弱化により施設生活等に支障や困難な状況となった場合は随時、居住環境検討会議で居住環境の改善に努めます。

事故発生の防止のための指針に沿って事故発生を防止するため、事故・ヒヤリハット事例の要因、改善策を検討し全職員へ周知して、事故防止対策を徹底します。

(ア) アセスメントを行ない、個別支援目標を立て、その人にあった支援を提供できるよう努めます。(立案6月・見直し11月・評価3月)

(イ) 毎月ケア会議を開催し、利用者の日常生活の問題点・改善策・支援方法等を検討し、利用者のより良い生活環境の構築に努めます。

(ウ) 4ヶ月に1回各棟別懇談会を行い、利用者とのコミュニケーションを図ります。
(4月、8月、12月)

(エ) 訴えることの苦手な利用者や要支援・要介護の利用者が増える現状を踏まえ利用者の顔色、表情、行動等常に健康状態を把握し、季節に合った衣替えやリネン交換等の適切な対応に努めます。

(オ) 利用者の自主性を尊重し、毎日の体操にゲームなどを取り入れることにより身体や精神的機能の維持・回復に努めます。

(カ) 一人ひとりの個性を尊重し、それぞれの趣味や要望に沿ったクラブ活動や教養講座を実施し、充実した生きがいのある日々が過ごせるよう努めます。

クラブ活動：器楽・コーラス、踊り、書道、

手芸、生花、カラオケ、ゲートボール

(キ) 利用者にとって家族との交流は何よりも大切であることから、家族へ本園行事の参加や面会を勧めるとともに、利用者にも日頃の連絡を促します。

利用者の身体等に変化のある時には、すみやかに連絡をし、状況や対応等を調整するよう努めます。

(ク) 社会復帰等を含め、利用者の身体状況、精神状況等を本人、身元引受人、措置機関、施設職員等で話し合いの場を設けて、その人に合った生活の場所の検討を行います。

(ケ) 利用者の余暇活動として実施している日帰り旅行は、利用者の意向を踏まえ複数の目的地から選んで参加してもらうとともに、身体上等の理由で日帰り旅行に参加できない利用者は、少人数での買い物、食事、鑑賞などに参加してもらうなど生きがい、楽しみを持って生活できるよう努めます。(外出支援わくわくツアー)

4 特定施設養護老人ホームの運営

利用者の状態を観察し、その人のニーズや問題点等を把握し、利用者、家族の希望に沿った特定施設サービス計画を作成し、利用者の生活相談等を行い、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を行います。

- (1) 安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
- (2) 訪問介護センターや支援員等との連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、利用者一人ひとりに合ったサービスの提供に努めます。
- (3) 月に一度、サービス担当者会議を開催し、他職種の意見を調整し、利用者のケアプランについて検討します。
- (4) 介護保険認定期間の管理を行い、申請手続き、区分変更申請の検討を行います。
- (5) 月に一度、訪問介護センターとサービス検討会議(モニタリング)を実施し、サービスの評価と内容を検討します。

5 訪問介護センターの運営

特定施設養護老人ホーム湘風園から委託されたサービス計画に基づき、利用者の入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活の支援等を行います。

- (1) 安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
- (2) サービス提供責任者は、利用者を訪問し利用者の意見を聞き、必要に応じて他職種との連携をとり、問題解決、改善に努めます。
- (3) サービス計画書の作成、見直し、申し送りを密にして、均一のサービスが提供

できるよう努めます。

- (4) 利用者アンケートを年に一度実施し、改善点・要望等を把握し、サービスの質の向上に努めます。
- (5) 利用者の良い表情を引き出すような声掛け等を行い、生活意欲が増すように支援します。
- (6) サービス提供責任者は訪問介護員と年2回の面談を実施し、職員一人一人の特性や能力、心身の状態を把握するとともに希望を踏まえた業務管理を実施します。
- (7) 訪問介護員のスキルアップのため、毎月内部研修を行います。また、訪問介護員のチームワークを高めるため、適時、意見交流・情報交換会を開催します。
- (8) 月に一度、特定施設介護支援専門員とサービス検討会議を実施し、モニタリングを重視し、適切なサービスが行なわれているか常に評価していきます。
- (9) 感染予防を常に心がけ、感染対策を徹底します。
- (10) 事故発生を防止するため、事故・ヒヤリハット事例の要因、改善を検討し訪問介護員に周知して、事故防止対策を徹底します。

6 地域交流と社会参加

地域の方々とのふれあいは、利用者にとって社会性を育む大きな役割を担っています。そのため、利用者の地域行事への参加や地域の方々に施設行事への参加をお願いし、地域の方々との幅広い交流を進めます。

特に、ゲートボールについては、毎年、町等の大会に参加し交流を深めており、また、活動も地域の方々と一緒にしているので、活動が継続できるよう支援します。

また、踊りクラブについても、寒川町文化祭への参加に加え、他団体との交流への支援をします。

さらに、地域のボランティアの方々をはじめ、幼児、小・中学生の訪問を積極的に受け入れ、交流を図るとともに、社会福祉に対する理解を深める多くの機会を設け、地域交流を進めます。

行事等：湘風園さくらまつり、納涼盆踊り大会、敬老会、秋季大運動会、餅つき大会、ふれあい福祉フェスティバル、ゲートボール大会、小出川彼岸花まつり

地域における公益的取り組みについては、要支援者に対する生活相談支援を進めるかながわライフサポート事業に引き続き参加します。

また、災害時に備えた地域とのコミュニティづくりを進めます。

7 防災対策

防災対策については、寒川町消防署の指導と大蔵自治会及び寒川町消防団第9分団の協力を得て、避難体制や避難経路等様々な状況を想定し、避難訓練（総合避難訓練、夜勤帯想定訓練、自主訓練）を実施してまいります。

さらに、災害や事故の被害を最小限にとどめるため、災害時における的確な防災活動ができるよう訓練の充実を図り、生命の安全に努めるとともに、日頃の安全管理や教育訓練と併せ防災意識の高揚を図ってまいります。

なお、防災訓練については、職員が自主的判断で行動できるよう訓練を重ね、災害時に職員誰もが対応できるよう努めてまいります。

また、大規模な災害発生時においても安定した施設運営を継続することができるよう、事業継続計画（BCP）の策定を進めてまいります。

以上